

めがね〇〇 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER
Jan & Feb. 2026 vol.153

1・2 合併号

目次

CONTENTS

1. 今月はココをチェック！めがね税理士の厳選税務／MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント／税務セカンドオピニオン

Topic

情熱的な1年に！

新年あけましておめでとうございます。2026年の干支は「丙午(ひのえうま)」です。「丙」は火を意味し、「午」は火の気が強まる時期を象徴することから、火の力が重なる干支といわれております。情熱とエネルギーに満ち、物事が勢いよく動き出す節目の一年となるでしょう。変化を恐れず挑戦することで新たな道が切り開かれ、努力が形となって実を結びやすい年でもあります。私たちもこの力強い流れを追い風とし、より一層前向きに取り組んでまいります。皆さんにとって、本年が飛躍と成長にあふれた実り多き一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。本年も変わらぬご厚誼を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。





今月はココを
チェック！

めがね税理士の厳選税務



令和8年度税制改正① 青色申告特別控除の見直し

令和8年度税制改正大綱（令和7年12月19日閣議決定）が公表されました。今回は当該大綱に掲載された税制改正項目のうち、「青色申告特別控除の見直し」についてご説明いたします。国会議論等の中で法案等が変更になる可能性もありますので、ご留意ください。

1 所得税・住民税の青色申告特別控除の見直し

税務手続きのデジタル化や記帳水準のさらなる向上のため、青色申告特別控除が次のとおり見直されます。

この改正は令和9年分以後の所得税及び令和10年分以後の個人住民税について適用となります。

- ① 複式簿記の65万控除（現行：55万控除）は、**電子申告を要件**に追加
- ② ①のうち「優良な電子帳簿」や「請求書データ等との自動連携」の場合は、**75万円控除**に
- ③ 10万円控除となる簡易簿記の対象者を**一定規模以下に限定**



現行

控除額	要 件	
65万円	複式簿記	+ 優良な電子帳簿
		+ 請求書データ等との自動連携
		+ 電子申告
55万円	複式簿記（上記以外）例：書面申告	
10万円	簡易簿記	

改正案 令和9年分～

控除額	要 件	
75万円	複式簿記 +電子申告	+ 優良な電子帳簿 + 請求書データ等との自動連携
65万円	複式簿記+電子申告	
10万円	複式簿記（書面申請） 簡易簿記（下記以外）	
0円	簡易簿記（前々年の事業所得または不動産所得に係る収入金額が1,000万円超）	

2 控除額が引き下げ（増税）になるケース

- 改正前控除額が55万円の個人で、書面にて所得税申告書を提出していた場合、控除額が10万円に引き下げ
- 簡易簿記により記帳していた個人で、前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合、控除額が0円に引き下げ

上記のケースに該当する場合は、**電子申告の実施や会計ソフトの導入、税理士への依頼といった対応を検討する**必要があります。

MUKAI NEWS!

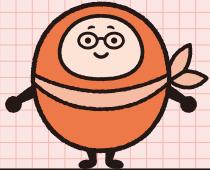
事務所忘年会が開催されました！

むかいアドバイザリーグループの松岡です。先日、毎年恒例の事務所忘年会が開催され、スタッフ全員で一年の労をねぎらいながら楽しい時間を過ごしました。今年は事務所の移転もあり、慌ただしい日々が続きましたが、こうして皆で集まり一年を振り返ることで、改めて仲間の存在の大きさを実感しました。美味しい料理を囲みながら、普段はなかなか話せないメンバーとも交流でき、チームとしての結束がさらに強まったように感じています。このエネルギーを糧に、来年もスタッフ一同お客様により良いサービスを提供できるよう努めてまいります！



むーマンの相続相談室

テーマ：おひとりさまの死後事務対策



回答者 むーマン

相続で困っている人たち
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

お悩み
解決！

Question

先日、おひとりさま向けのセミナーを受けて、生前対策をきちんとしておいた方がいいと思うようになりました。まずは任意後見契約と遺言書を作成しようと考えています。



むーマン



太郎さん

とても良いきっかけですね。最近は早めに備えようとされる方が増えています。ただ、実務の現場では『任意後見契約と遺言書は作っていたのに、亡くなった後に対応できなことが多かった』という声を聞くことも少なくありません。実は、この二つの制度だけでは対応できない“すき間”が生じるのです。

“すき間”が
生じる！

その“すき間”というのは、具体的にどのようなことなのでしょうか。



むーマン



太郎さん

任意後見契約は判断能力が低下した後の財産管理や生活支援が中心で、遺言書は亡くなった後の財産の承継を定めるものです。一方で、亡くなった直後から相続手続が本格化するまでの間に発生する事務、いわゆる死後事務については、どちらの制度でも直接カバーできません。例えば、次のような手続きです。

- 葬儀・火葬・納骨の手配
- 病院や介護施設の費用精算
- 賃貸住宅の解約、家財道具の整理・処分
- 電気・水道・携帯電話等の各種契約の解約
- SNSやサブスクリプションなどデジタル情報の整理・ペットの引き取りや世話の引継ぎ

これらは相続人が当然に行うものと思われがちですが、実は法的な義務ではなく、引き受け手がいなければ手続きが滞ってしまいます。特におひとりさまの場合、親族が遠方にいたり、負担をかけたくないと考えたりするケースが多く、事前の備えがないと周囲が困ってしまうこともあります。そこで有効なのが死後事務委任契約です。生前のうちに、誰に・どの範囲まで死後事務をさせるのかを契約で明確にしておくことで、任意後見契約と遺言書では対応できない部分を補うことができます。任意後見契約・遺言・死後事務委任契約の三つの制度を組み合わせて設計することで、判断力があるうちから死亡後まで切れ目のない安心につながります。具体的な内容は生活状況や価値観によって異なりますので、専門家に相談して進める安心です。

「死後事務
委任契約」

むーマン
から一言！

相続の無料相談予約受付中！

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

お気軽にお問い合わせください

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。

WEBからも
ご予約可能



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「日本よい国」

花が散り、若葉が萌え、緑の山野に青空がつづいている。身軽な装いに、薰風が心地よく吹きぬけ、子供の喜びの声の彼方に、鯉のぼりがハタハタと泳いでいる。五月。初夏である。この季節にもまた、日本の自然のよさが生き生きと脈うっている。春夏秋冬があり、日本はよい国である。自然や風土だけではない。長い歴史に育まれた数多くの精神的遺産がある。その上に、すぐれた国民的素質。勤勉にして誠実な国民性。日本は世界にもあまりないよい国である。だから、この国をさらによくして、身も心もゆたかに暮らしたい。よいものがあっても、そのよさを知らなければ、それは無きに等しい。もう一度この国によさを見直し、日本人としての誇りを持ち直してみたい。考え方直してみたい。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただいております。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談しにくい

編集・発行



つねに むかいに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0024 石川県金沢市西念2丁目35番1号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglier.com>



むかい家族信託サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています